

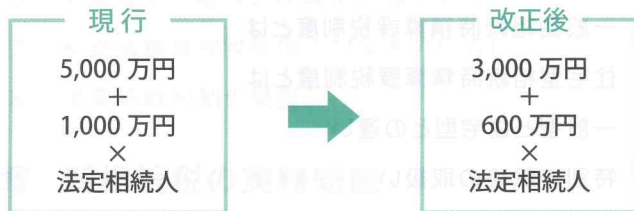
# 新相続税・贈与税、ここがポイント！

平成 25 年度の税制改正により、次のような改正が行われました。

## 1 相続税の基礎控除額引下げと税率構造の見直し

### [1] 相続税の基礎控除額引下げ

相続税では、基礎控除というものを定めています。正味の遺産総額がこの額までであれば相続税はかからないという額ですが、平成 25 年度の税制改正では、この基礎控除が次のように改正されました。平成 27 年 1 月 1 日以後の相続から適用されます。



### [2] 相続税の税率構造の見直し

相続税の税率表（速算表）は、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続から、次のようになります。

(相続税の速算表)

各相続人の 法定相続分相当額	税率と控除額	
	現行	改正後
1,000 万円以下	10%	10%
1,000 万円超 3,000 万円以下	15% - 50 万円	15% - 50 万円
3,000 万円超 5,000 万円以下	20% - 200 万円	20% - 200 万円
5,000 万円超 1 億円以下	30% - 700 万円	30% - 700 万円
1 億円超 2 億円以下	40% - 1,700 万円	40% - 1,700 万円
2 億円超 3 億円以下		45% - 2,700 万円
3 億円超 6 億円以下	50% - 4,700 万円	50% - 4,200 万円
6 億円超		55% - 7,200 万円

## 2 贈与税の税率構造の見直しと特例贈与の新設

### [1] 暦年贈与の税率構造の見直し

これまでの暦年贈与（一般贈与）に対する贈与税の税率表（速算表）は、次のようになります。平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与から適用されます。

(一般贈与に対する贈与税の速算表)

基礎控除後の課税価格	現行	改正後
200 万円以下	10%	10%
200 万円超 300 万円以下	15% - 10 万円	15% - 10 万円
300 万円超 400 万円以下	20% - 25 万円	20% - 25 万円
400 万円超 600 万円以下	30% - 65 万円	30% - 65 万円
600 万円超 1,000 万円以下	40% - 125 万円	40% - 125 万円
1,000 万円超 1,500 万円以下	50% - 225 万円	45% - 175 万円
1,500 万円超 3,000 万円以下		50% - 250 万円
3,000 万円超		55% - 400 万円

### [2] 特例贈与の新設

直系尊属からその年 1 月 1 日現在 20 歳以上の者への贈与（特例贈与）については、平成 27 年 1 月 1 日以後、次の税率表（速算表）が適用されます。

(特例贈与に対する贈与税の速算表)

基礎控除後の課税価格	現行	改正後
200 万円以下	10%	10%
200 万円超 300 万円以下	15% - 10 万円	15% - 10 万円
300 万円超 400 万円以下	20% - 25 万円	
400 万円超 600 万円以下	30% - 65 万円	20% - 30 万円
600 万円超 1,000 万円以下	40% - 125 万円	30% - 90 万円
1,000 万円超 1,500 万円以下	50% - 225 万円	40% - 190 万円
1,500 万円超 3,000 万円以下		45% - 265 万円
3,000 万円超 4,500 万円以下		50% - 415 万円
4,500 万円超		55% - 640 万円